

なるほど!
ザ・ファンド

Q & A

Vol.168



NISA（少額投資非課税制度）はいつ始めるのがおすすめ？



2023年に現行NISAを始めると、現行NISAと新しいNISAの両方の非課税投資枠を利用することができます。

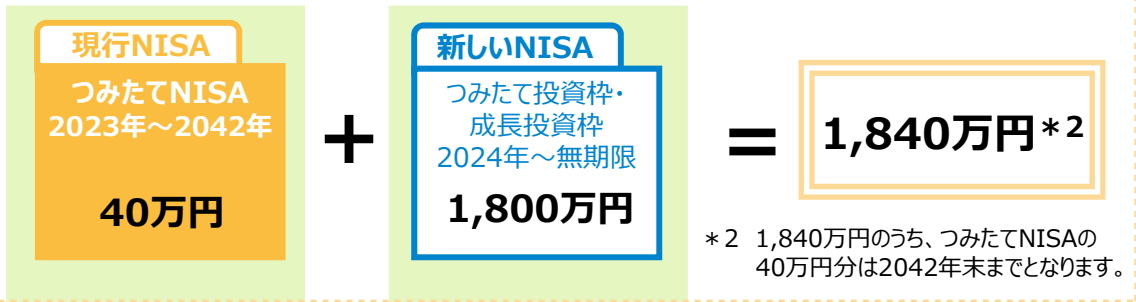
現行NISAが適用される2023年は、年間投資枠が**つみたてNISAでは40万円、一般NISAでは120万円**であり、それぞれ**20年間、5年間**の非課税措置を受けることができます*1。2024年からの新しいNISAでは、**現行NISAとは別枠で、新たに非課税投資枠が付与**されます。2023年中に現行NISA口座を開設し、現行NISAと新しいNISAの両方を利用することで、非課税投資枠を最大活用することが可能です。

*1 現行のつみたてNISAと一般NISAは併用不可。

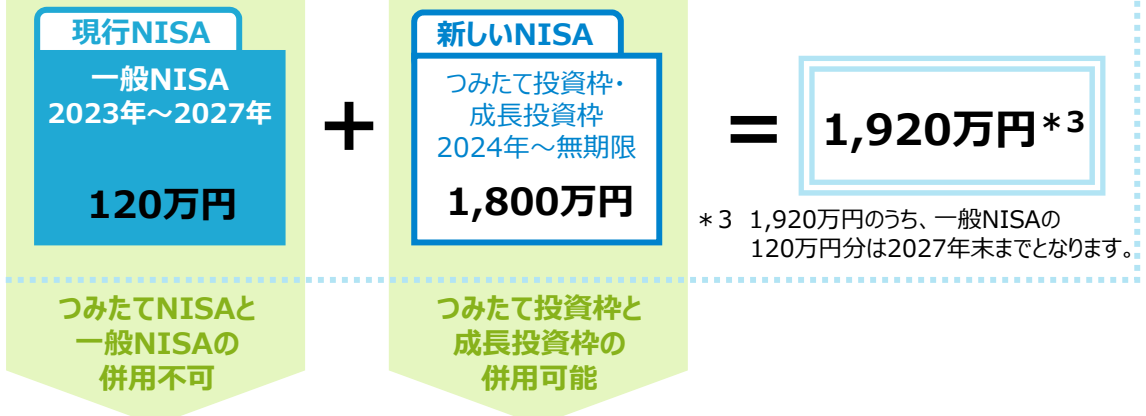
現行NISAと新しいNISAの両方を利用して、非課税投資枠を最大活用

＜2023年に現行NISA口座を開設した場合の非課税投資枠＞

つみたてNISAの場合



一般NISAの場合



※上記はイメージです。新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。
※この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。

<ご参考> 現行NISAと新しいNISAの比較表

	現行NISA		新しいNISA	
	つみたてNISA 併用不可	一般NISA	つみたて投資枠 併用可能	成長投資枠
口座開設期間	2023年末まで	2023年末まで	2024年1月～ 恒久化	
年間投資枠	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税保有期間	最長20年間	最長5年間	無期限化	
非課税保有限度額	800万円	600万円	両枠合算で1,800万円 (成長投資枠は内枠で1,200万円)	
非課税枠の管理	買付金額で管理/ 売却分の枠の再利用不可		買付金額で管理/ 売却分の枠の再利用可能*1	
投資対象商品	積立・分散投資に 適した一定の投資信託	上場株式・ 投資信託等	つみたてNISAと 同様	上場株式・ 投資信託等*2

*1 枠の再利用ができるのは、売却した翌年以降。

*2 整理・監理銘柄、信託期間20年未満、毎月分配型およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除く。

(注) 2023年末までに現行の一般NISAおよびつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用。現行制度から新NISA制度へのロールオーバーは不可。

(出所) 金融庁HP等を基に三井住友DSアセットマネジメント作成

※新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

【重要な注意事項】

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績および将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。